



平成26年6月12日

各 位

会 社 名 株式会社 三城ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 多 根 裕 詞
(コード番号 7455 東証・第1部)
問い合わせ先 総務チーフ 松 本 幸 士
(TEL. 03-5781-6011)

当社子会社に対する公正取引委員会の勧告について

当社は、平成26年6月12日に公正取引委員会より当社の連結子会社である株式会社三城に対する勧告書を受領したことについて、下記のとおりお知らせいたします。

記

当社の連結子会社である株式会社三城は、2014年6月12日付で公正取引委員会より株式会社三城に対する勧告書（公取取第700号）が出され、これを受領いたしました。これは、株式会社三城が賃貸借契約を締結している店舗等の物件831件のうち127名の家主様に対し、株式会社三城が2013年10月下旬に発送いたしました、2014年4月以降の消費税率引上げ後も家賃等の振込額を従来通りとする通知文書の内容について、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（以下、「消費税転嫁対策特別措置法」とします。）第3条第1号後段に掲げる行為に該当し、同条の規定に違反するとされたものです。

このたびの事態の対応につきましては、株式会社三城より5月上旬に、当該通知文書をお送りした家主様へのお詫びと、消費税転嫁対策特別措置法に則って賃貸借契約書の契約事項の変更を速やかに行いたいこと、ならびに消費税引上げ分の差額については本年4月分に遡ってお支払いする旨の通知文書を発送しております。現在は、賃貸借契約の変更に関する覚書等の締結に向けて対応中であり、契約の変更手続きが完了した家主様より順次、消費税引上げ分の差額をお支払いしておりますことを報告させていただきます。

株主の皆様、お客様ならびにお取引先様をはじめとするご関係の皆様方には、大変なご迷惑とご心配をおかけすることになり、深くお詫び申し上げます。

当社および株式会社三城におきましては今回の勧告を真摯に受け止め、今後このような事態を生じさせないよう、勧告の内容についての周知徹底と、消費税転嫁対策特別措置法を理解し遵守するための社内研修等を引き続き行い、法令順守の強化ならびに社内体制の整備に努めてまいります。

以 上